

社団法人岡山県建築士会定款

昭和33年3月31日制定 岡山県認可

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条の2）
- 第2章 会員（第5条～第13条）
- 第3章 役員（第14条～第18条）
- 第4章 会議（第19条～第29条の2）
- 第5章 資産及び会計（第30条～第31条）
- 第6章 定款の変更（第32条）
- 第7章 解散及び残余財産の処分（第33条～第34条）
- 第8章 事務局（第35条～第36条）
- 第9章 雑則（第36条の2～第37条）

附則

第1章 総則 (名称)

第1条 この法人は、社団法人岡山県建築士会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、建築士の品位の向上及び業務の進歩改善に資するため、建築技術に関する研修並びに指導及び連絡に関する事務を会員の協力によって行い、もって建築文化の進展及び公共の福祉の増進に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 建築士の社会的地位の向上及び業

務の進歩改善に関する調査及び研究並びにその施策

(2) 建築士の品位の保持及び技術の向上に関する施策

(3) 建築士の制度の普及及び啓発並びにその改善

(4) 建築に関する調査研究及び宣伝普及

(5) 建築士に対する建築技術に関する研修

(6) 講習会、講演会、研修会、見学会等の開催

(7) 会員の指導及び連絡に関する事務

(8) 建築士法に基づく建築士の登録等事務

(9) 会誌及び前各号に関する印刷物の刊行及び頒布

(10) 公共団体等からの業務受託に関する事業

(11) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を岡山市に置く。

(支部)

第4条の2 本会は、岡山県内の必要な地域に支部を置くことができる。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員、名誉会員及び賛助会員の4種とし、正会員を民法上の社員とする。

(1) 正会員は、岡山県内に住所または

勤務場所を有する建築士とする。

(2) 準会員は、岡山県内に住所または勤務場所を有し、将来建築士になろうとする者とする。

(3) 名誉会員は、正会員のうち、本会に対して特に功績のあった者で、会長が理事会の承認を得て推薦した者とする。

(4) 賛助会員は、本会の目的及び事業を賛助する個人又は団体とする。

2 準会員が、前項第1号に掲げる正会員の資格を有したときは、正会員に編入する。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書に入会金を添えて、会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、賛助会員は入会金を要しない。

2 入会申込書の様式は、会長が別に定める。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を毎年度納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費の納入を要しない。

第8条 削除

(会員の権利義務)

第8条の2 会員の権利義務は、次のとおりであって、その者に帰属する。

(1) 会員は、定款その他の諸規定及び總會において成立した議決事項を遵守するものとする。

(2) 会員は、本会の運営に関して意見

を述べることができる。

(3) 正会員は、總會における議決権を持つ。

(4) 会員は、会誌の配布を受ける。

(5) 会員は、本会の刊行図書及び取扱い図書並びに福利厚生等についての特典を受けるほか、第3条に規定する事業に参加することができる。

2 前項第3号及び第4号に規定する権利は、各1個とする。

(会費の滞納)

第9条 会費を8箇月以上滞納した者は、前条に規定する会員の権利を停止されることがある。

2 会費の滞納が12箇月以上に及ぶ者は、理事会の議決を経て除名されることがある。

(納入金の返還)

第10条 会員は、納入した入会金及び会費の返還を求めることができない。

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、会費を完納した上で退会届を会長に提出しなければならない。

2 退会届の様式は、会長が別に定める。

(除名)

第12条 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、その会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉をき損したとき

(2) 本会の目的、趣旨に反した活動を行ったとき

2 会長は、前項により会員を除名したときは、すみやかに当該会員に通知しなければならない。

(除名の審査)

第13条 前条第2項の規定により除名の通知を受けた者は、その決定に対して意義があるときは、通知を受けた日から30日以内にその理由を付して会長に審査を請求することができる。

2 会長は、前項の請求を受けたときは、会長が指名した委員によって構成される審査委員会に諮らなければならない。

3 会長は、審査委員会が前項の審査で除名処分を不当と認定したときは、除名を取り消さなければならない。

4 会長は、前項の決定をすみやかに審査を請求した者に通知しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 35名以内とする。

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とし、常務理事を5名以上7名以内とする。

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、この会の他の役員を兼ねることはできない。

(報酬等)

第15条の2 役員は、無給とする。ただし、常勤の専務理事は、有給とすることができる。

2 前項の報酬等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。

ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後においても後任者の就任まで引き続きその職務を行う。

(役員職務権限)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長から指名された副会長が、会長の職務を代行する。

3 専務理事は、会長の指揮を受けて会務を掌握し、事務局を統括する。

4 常務理事は、会長の指揮を受けて会務全般の運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。

5 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

6 監事は、次の職務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不当な事実を発見したとき、これ

を総会又は岡山県知事に報告すること

(4) 前号の報告を行うために必要があるとき、総会を招集すること

(役員解任)

第17条の2 会長は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。ただし、急を要する場合は、理事会の承認を得て仮に解任することができる。この場合においては、直近に開催される総会において報告しなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反等、役員としてふさわしくない行為があったとき

2 会長は、前項の措置をとったときは、すみやかに当該役員に通知しなければならない。

(名誉会長等)

第18条 本会に名誉会長、顧問、相談役及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会に諮って会長が推薦する。

3 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ、かつ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

4 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は、これを推薦した会長の任期に従う。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 本会の解散及び精算に関する事項
- (6) その他本会の運営上重要な事項

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長が総会を招集するときは、開催日の7日前までに会議の日時、場所及び付議すべき事項を正会員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(通常総会)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開くものとする。

(臨時総会)

第24条 会長は、次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 理事会の3分の1以上から、その理由を示して総会開催の要求があったとき
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議

の目的を示して総会開催の請求があったとき

- 2 監事は、第17条第6項第4号の規定により、臨時総会を招集することができる。

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して請求があったときに招集する。

- 3 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の決議した事項の執行の決定及び総会に付議すべき事項の決定

(2) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(議事)

第26条 会長は、会議の議長となる。

- 2 総会は、正会員の4分の1以上、理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 3 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いては、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権)

第27条 総会において、正会員は各1個の議決権を有する。

- 2 理事会において、理事は各1個の議決権を有する。

- 3 第1項の議決権は、委任状により出席した他の正会員に委任することができる。この場合、委任したものは出席したものとみなす。

第28条 削除

第29条 削除

(会議録)

第29条の2 会長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 会議録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の会議録には、出席した正会員のうちからその会議において選出された会議録署名人2人以上が議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 3 理事会の会議録には、出席した理事1名以上が議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は1年とし、

毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第7章 解散及び残余財産の処分

(解散)

第33条 本会は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の掲げる事由によるほか、総会の議決に基づき、岡山県知事の認可を受けて解散する。

2 前項の議決は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第34条 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を得、かつ、岡山県知事の承認を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附する。

2 前項の議決は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第35条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

(書類の備え付け)

第36条 事務局には、常に次の書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 役員名簿、会員名簿

(3) 事業報告書、収支計算書

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表

(6) 財産目録

(7) 事業計画書

(8) 収支予算書

(9) その他必要な書類

第9章 雑則

(委員会)

第36条の2 本会は、事業の執行上必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会は、第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業の推進を図る目的で設置する常設委員会と、特定の事業の遂行のため期間を限定して設置する特別委員会の2種とする。

(部会)

第36条の3 本会は、事業の執行上必要に応じて部会を置くことができる。

(委任)

第37条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この改正は、知事の認可のあった日から施行する。

沿革

設立 昭和27年5月1日 岡山県建

築士会

認可 昭和33年3月31日 社団法

人岡山県建築士会

改正 昭和33年4月17日 制定

改正 昭和35年6月4日

改正 昭和36年6月12日

改正 昭和37年5月18日

改正 昭和38年6月15日

改正 昭和39年6月6日

改正 昭和40年6月3日

改正 昭和44年6月7日

改正 昭和47年5月29日

改正 昭和49年6月1日

改正 昭和51年5月26日

改正 昭和52年6月16日

改正 昭和53年6月16日

改正 昭和57年5月29日

改正 昭和59年6月8日

改正 平成11年8月5日

改正 平成18年5月30日

改正 平成19年5月22日

改正 平成20年5月27日

改正 平成22年6月24日